

兵庫県が税額控除対象法人であることの証明書を発行した法人

	法人名	所在地	証明書有効期間
1	(社福)ひょうご障害福祉事業協会	宝塚市美幸町11-16	平成24年 4月23日から平成29年 4月22日まで
2	(社福)香美町社会福祉協議会	美方郡香美町香住区森31-1	平成24年 8月16日から平成29年 8月15日まで
3	(社福)正久福祉会	宍粟市一宮町福知571	平成24年 9月24日から平成29年 9月23日まで
4	(社福)佐用町社会福祉協議会	佐用郡佐用町東徳久1946	平成28年11月11日から令和 3年11月10日まで
5	(社福)きらくえん	尼崎市長洲西通2-8-3	平成28年12月26日から令和 3年12月25日まで
6	(社福)イエス団	神戸市中央区吾妻通5-2-20 賀川記念館	平成29年 6月15日から令和 4年 6月14日まで
7	(社福)香美町社会福祉協議会	美方郡香美町香住区森31-1	平成29年 8月16日から令和 4年 8月15日まで
8	(社福)正久福祉会	宍粟市一宮町福知571	平成29年10月24日から令和 4年10月23日まで
9	(社福)ひょうご障害福祉事業協会	宝塚市美幸町11-16	平成30年 7月 6日から令和 5年 7月 5日まで
10	(社福)佐用町社会福祉協議会	佐用郡佐用町東徳久1946	令和 3年11月11日から令和 8年11月10日まで
11	(社福)イエス団	神戸市中央区吾妻通5-2-20 賀川記念館	令和 4年 6月15日から令和 9年 6月14日まで
12	(社福)香美町社会福祉協議会	美方郡香美町香住区森31-1	令和 4年 8月16日から令和 9年 8月15日まで
13	(社福)ひょうご障害福祉事業協会	宝塚市美幸町11-16	令和 5年 7月 6日から令和10年 7月 5日まで

兵庫県が証明書を発行したが、所轄庁権限が市へ移譲された法人

	法人名	所在地	証明書有効期間
1	(社福)豊岡市社会福祉協議会	豊岡市城南町23-6	平成23年12月13日から平成28年12月12日まで
2	(社福)神戸聖隷福祉事業団	神戸市須磨区友が丘1-1	平成24年 2月 8日から平成29年 2月 7日まで
3	(社福)小野市社会福祉協議会	小野市王子町801	平成24年 3月 2日から平成29年 3月 1日まで
4	(社福)兵庫県共同募金会	神戸市中央区坂口通2-1-1	平成24年 3月 9日から平成29年 3月 8日まで
5	(社福)高砂市社会福祉協議会	高砂市高砂町松波町440-35 高砂市ユーマイ福祉交流センター	平成24年 6月26日から平成29年 6月25日まで
6	(社福)芦屋市社会福祉協議会	芦屋市呉川町14-9	平成24年 7月23日から平成29年 7月22日まで
7	(社福)宍粟市社会福祉協議会	宍粟市一宮町閏賀300	平成24年 9月11日から平成29年 9月10日まで
8	(社福)朝来市社会福祉協議会	朝来市山東町楽音寺95	平成24年12月19日から平成29年12月18日まで
9	(社福)たつの市社会福祉協議会	たつの市龍野町富永410-2	平成27年 3月30日から令和 2年 3月29日まで
10	(社福)兵庫県社会福祉事業団	神戸市西区曙町1070	平成27年 8月19日から令和 2年 8月18日まで